

平成13年度
社会福祉行政業務報告の概要
(福祉行政報告例)

目	次	頁
報告の概要	1
結果の概要		
1 生活保護関係		
(1) 被保護世帯数	2
(2) 被保護実人員	2
(3) 保護開始の主な理由	3
2 身体障害者福祉関係	3
3 知的障害者福祉関係		
(1) 療育手帳交付台帳搭載数	4
(2) 知的障害者援護施設の施設数・定員	4
4 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員	5
(2) 老人クラブ数・会員数	5
5 婦人保護関係	6
6 民生委員関係	6
7 社会福祉関係	6
8 児童福祉関係		
(1) 保育所の施設数・定員・在籍人員	7
(2) 児童相談所における相談の種類	7
(3) 児童相談所における虐待相談の処理件数	8
9 戦傷病者特別援護関係	8
用語の解説	9

平成13年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)の結果は厚生労働省ホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

報告の概要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とした。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とした。

3 報告の種類

月報(11表)及び年度報(54表)

4 報告事項

生活保護関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、売春防止関係、民生委員関係、社会福祉関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係

5 報告系統

厚生労働省 —— 都道府県・指定都市・中核市 —— 福祉事務所 等

6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

減少数又は減少率	△
比率が微小(0.05未満)	0.0
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表彰することが不適当な場合	…

(2) 施設数については活動中の施設について集計した。

(3) この概要に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数にあわない場合もある。

結果の概要

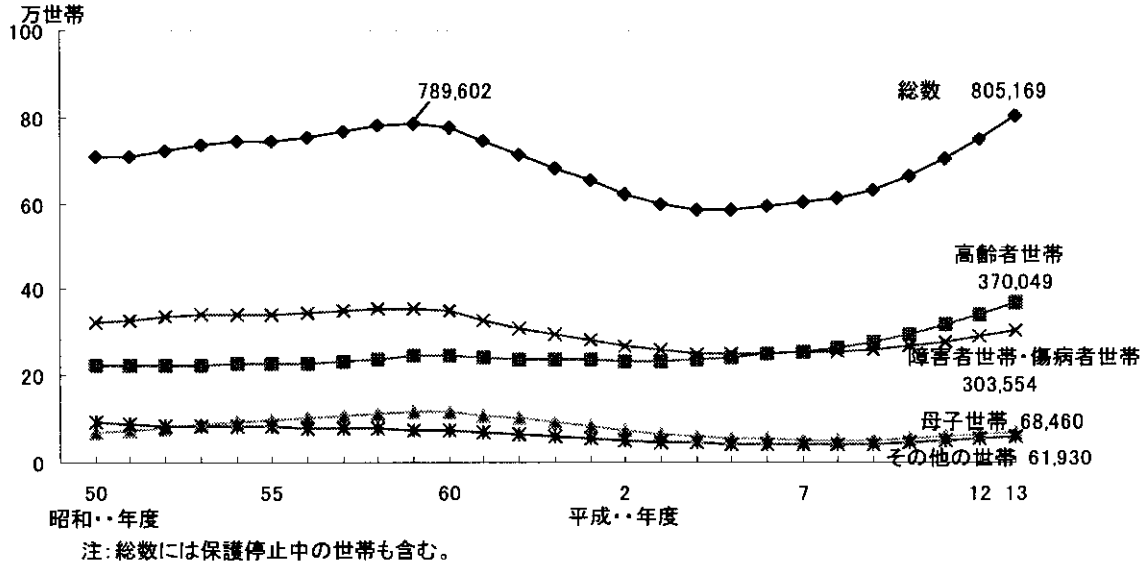
1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数

平成 13 年度の 1 か月平均の被保護世帯数は 805,169 世帯で前年度に比べ 53,866 世帯増加した。

被保護世帯数を世帯類型別にみると、高齢者世帯が最も増加している。(図 1)

図1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

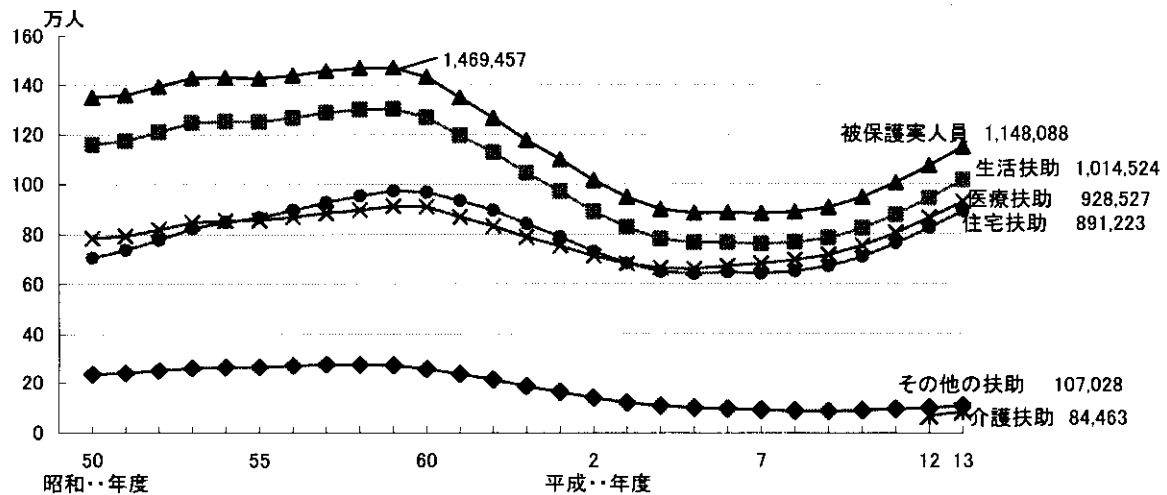


(2) 被保護実人員

平成 13 年度の 1 か月平均の被保護実人員は 1,148,088 人となっている。

保護の種類別に扶助人員をみると、生活扶助が 1,014,524 人と最も多く、次いで医療扶助 928,527 人となっている。(図 2)

図2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員(1か月平均)



(3) 保護開始の主な理由

平成13年9月中の保護開始世帯数は14,757世帯である。

保護開始の主な理由を構成割合で見ると、「傷病による」が42.5%と最も多くなっているが、全体に占める割合は年々減少している。(表1)

表1 保護開始の主な理由別世帯数の年次推移

	総数	各年度9月									
		傷病による		働いていた者の死亡・離別等	働きによる収入の減少・喪失	要介護状態	社会保障給付金・仕送りの減少・喪失	貯金等の減少・喪失	その他	急迫保護で医療扶助単給(再掲)	
		総数	世帯主の傷病								世帯員の傷病
世帯数											
平成9年度	11 305	6 916	6 724	192	618	1 046	-	346	854	1 525	...
10	13 685	8 155	7 932	223	709	1 537	-	470	1 109	1 705	...
11	14 957	8 042	7 852	190	765	1 906	-	501	1 215	2 528	...
12	14 681	6 347	6 118	229	832	2 046	41	599	1 500	3 316	2 323
13	14 757	6 265	6 032	233	834	2 125	45	643	1 594	3 251	2 546
構成割合 (%)											
平成9年度	100.0	61.2	59.5	1.7	5.5	9.3	-	3.1	7.6	13.5	...
10	100.0	59.6	58.0	1.6	5.2	11.2	-	3.4	8.1	12.5	...
11	100.0	53.8	52.5	1.3	5.1	12.7	-	3.3	8.1	16.9	...
12	100.0	43.2	41.7	1.6	5.7	13.9	0.3	4.1	10.2	22.6	15.8
13	100.0	42.5	40.9	1.6	5.7	14.4	0.3	4.4	10.8	22.0	17.3

注: 1) 保護開始の主な理由については9月中のみ把握している。

2) 「働きによる収入の減少・喪失」は、「定年・失業」、「高齢による収入の減少」、「事業不振・倒産」及び「その他の働きによる収入の減少」をいう。

2 身体障害者福祉関係

平成13年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は、4,373,295人で年々増加している。

(表2)

表2 身体障害者手帳交付台帳登録数

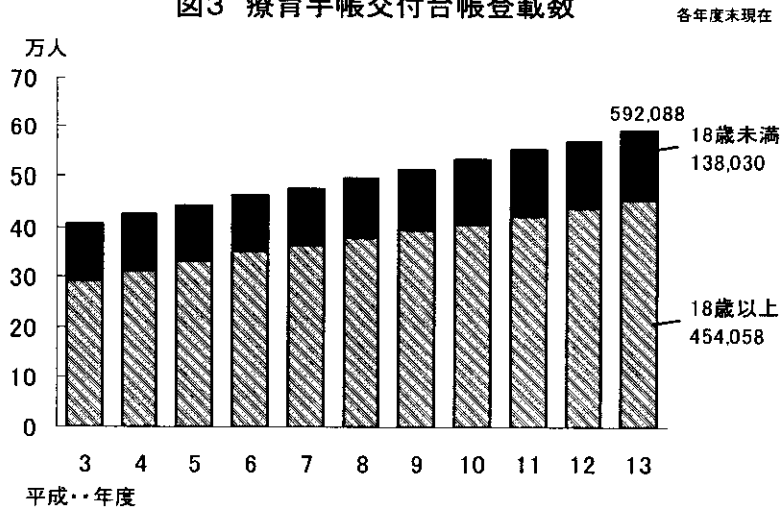
	各年度末現在						
	平成2年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
総数	3 441 643	3 846 352	3 954 493	4 082 568	4 199 035	4 292 761	4 373 295
18歳未満	121 298	113 236	108 421	108 675	108 381	108 955	109 220
18歳以上	3 320 345	3 733 116	3 846 072	3 973 893	4 090 654	4 183 806	4 264 075
視覚障害	437 887	418 619	397 570	398 145	398 212	396 527	393 870
聴覚・平衡機能障害	447 038	446 297	432 612	434 549	436 485	437 765	437 468
音声・言語・そしゃく機能障害	41 563	48 727	48 869	50 251	51 509	52 331	53 345
肢体不自由	2 016 960	2 215 267	2 267 941	2 341 042	2 406 022	2 448 445	2 480 584
内部障害	498 195	717 442	807 501	858 581	906 807	957 693	1 008 028

3 知的障害者福祉関係

(1) 療育手帳交付台帳登録数

平成13年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は592,088人で、年々増加している。(図3)

図3 療育手帳交付台帳登録数



(2) 知的障害者援護施設の施設数・定員

平成13年度末現在の知的障害者援護施設の施設数は3,162施設で、前年度に比べ165施設(前年度比5.5%)増加している。(表3)

表3 知的障害者援護施設の施設数・定員

各年度末現在

	平成2年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	対前年度	
								増減数	増減率(%)
施設総数	1 681	2 318	2 566	2 714	2 842	2 997	3 162	165	5.5
知的障害者更生施設	1 002	1 330	1 460	1 531	1 590	1 669	1 740	71	4.3
知的障害者授産施設	573	818	924	995	1 064	1 134	1 223	89	7.8
知的障害者通勤寮	106	112	117	118	118	121	123	2	1.7
知的障害者福祉ホーム	...	58	65	70	70	73	76	3	4.1
定員総数	92 393	121 716	135 075	141 298	146 863	153 859	160 680	6 821	4.4
知的障害者更生施設	63 940	82 091	90 400	94 077	97 163	101 062	104 350	3 288	3.3
知的障害者授産施設	25 943	36 254	41 086	43 580	46 051	49 056	52 519	3 463	7.1
知的障害者通勤寮	2 510	2 673	2 771	2 795	2 785	2 857	2 897	40	1.4
知的障害者福祉ホーム	...	698	818	846	864	884	914	30	3.4

4 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

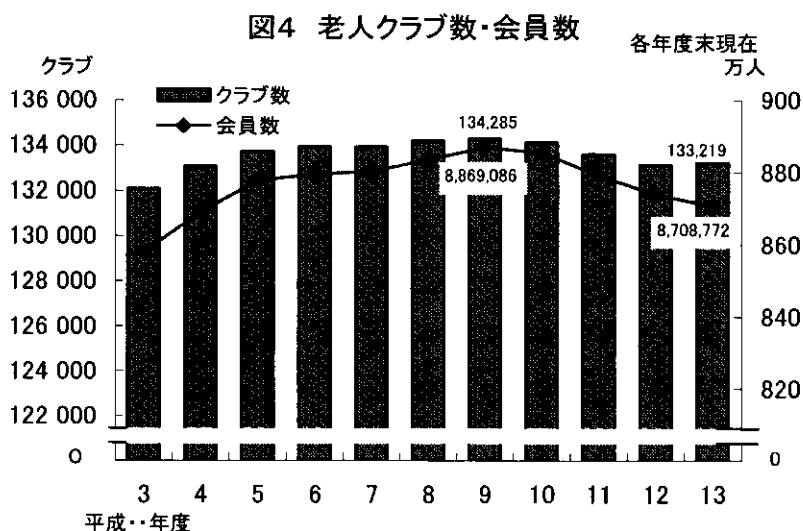
平成13年度末現在の老人ホーム（有料老人ホームは除く。）の施設数は7,471施設で、前年度に比べ469施設（前年度比6.7%）増加している。前年度に比べ大きく増加したのは、特別養護老人ホーム333施設（同7.3%）、軽費老人ホーム（ケアハウス）135施設（同10.9%）となっている。（表4）

表4 老人ホームの施設数・定員

	平成2年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	各年度末現在	
								対前年度 増減数	増減率(%)
施設総数	3 525	4 784	5 663	6 109	6 686	7 002	7 471	469	6.7
養護老人ホーム	950	947	948	948	949	949	951	2	0.2
特別養護老人ホーム	2 280	3 256	3 758	4 007	4 356	4 538	4 871	333	7.3
軽費老人ホーム(A型)	254	252	251	249	247	244	243	△ 1	△ 0.4
軽費老人ホーム(B型)	38	38	38	38	38	36	36	0	0
軽費老人ホーム(ケアハウス)	3	291	668	867	1 096	1 235	1 370	135	10.9
定員総数	247 958	319 601	364 485	388 261	417 778	436 327	456 293	19 966	4.6
養護老人ホーム	67 978	67 262	66 847	66 740	66 750	66 633	66 628	△ 5	△ 0.0
特別養護老人ホーム	162 649	223 524	254 528	270 761	291 631	305 156	319 849	14 693	4.8
軽費老人ホーム(A型)	15 371	15 151	15 061	14 871	14 744	14 563	14 433	△ 130	△ 0.9
軽費老人ホーム(B型)	1 810	1 810	1 790	1 790	1 790	1 718	1 718	0	0
軽費老人ホーム(ケアハウス)	150	11 854	26 259	34 099	42 863	48 257	53 665	5 408	11.2

(2) 老人クラブ数・会員数

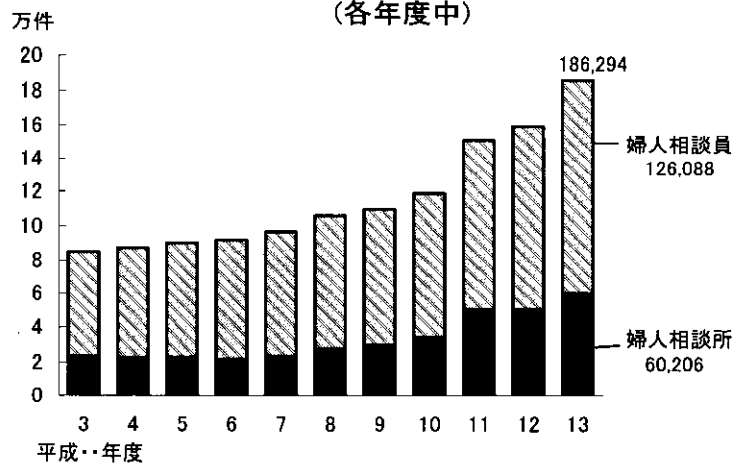
平成13年度末現在の老人クラブ数は133,219クラブ、会員数は8,708,772人となっており、それぞれ平成9年度をピークに減少傾向にある。（図4）



5 婦人保護関係

平成13年度中に婦人相談員及び婦人相談所における他の職員が受付した家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談の件数は186,294件で、年々増加している。(図5)

図5 婦人相談所・婦人相談員の受付件数
(各年度中)

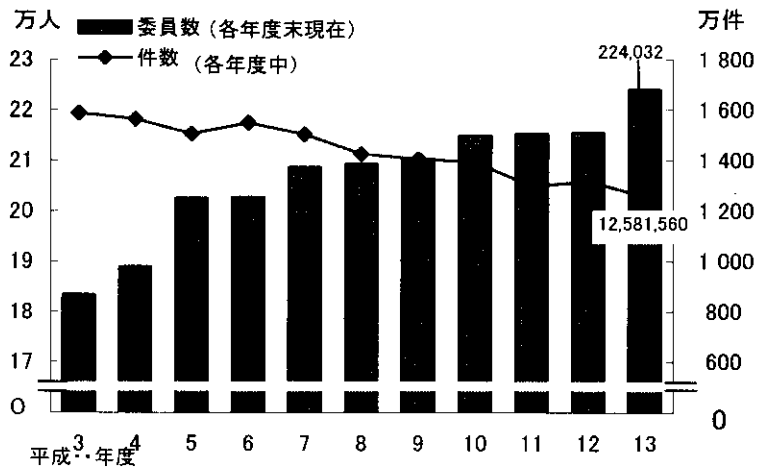


注:「婦人相談所」とは婦人相談所における婦人相談員以外の職員が受付した件数をいう。

6 民生委員関係

平成13年度末現在の民生委員の数は224,032人であり、13年度中に処理した相談・指導件数は12,581,560件であった。(図6)

図6 民生委員(児童委員)数及び相談・指導件数



7 社会福祉関係

平成13年度末現在の社会福祉法人数は17,560法人で前年度に比べ558法人(前年度比3.3%)増加した。なかでも施設経営法人は561法人(同4.2%)増加した。(表5)

表5 社会福祉法人数

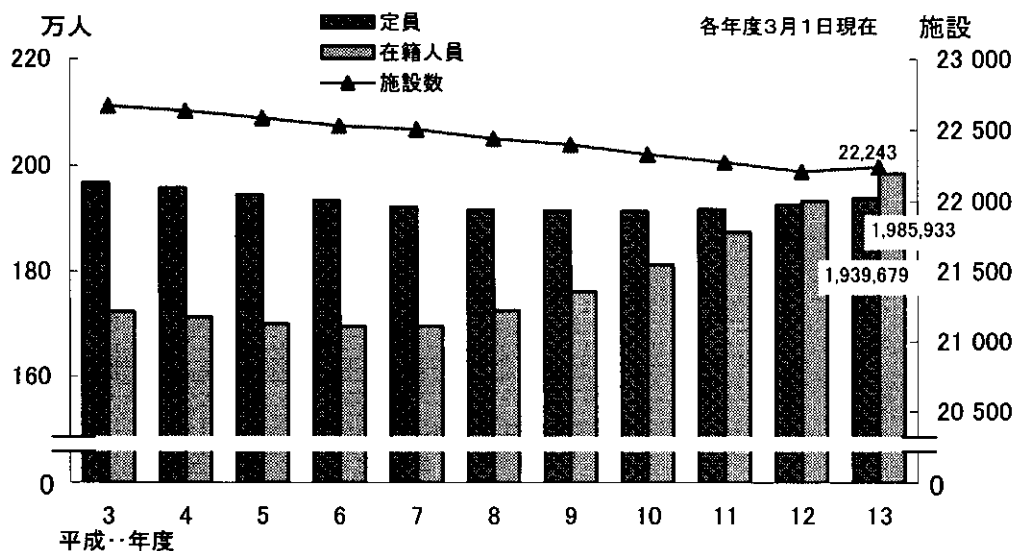
	平成2年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	各年度末現在	
								対前年度 増減数	増減率(%)
総数	13 356	15 090	15 857	16 289	16 596	17 002	17 560	558	3.3
社会福祉協議会	3 074	3 376	3 401	3 404	3 404	3 403	3 401	△ 2	△ 0.1
共同募金会	47	47	47	47	47	47	47	0	0
社会福祉事業団	105	138	147	151	152	152	149	△ 3	△ 2.0
施設経営法人	10 071	11 455	12 181	12 605	12 908	13 303	13 864	561	4.2
その他	59	74	81	82	85	97	99	2	2.1

8 児童福祉関係

(1) 保育所の施設数・定員・在籍人員

平成14年3月1日現在の保育所数は22,243施設で、前年度に比べ32施設増加した。また、在籍人員は1,985,933人で平成7年度以降増加している。(図7)

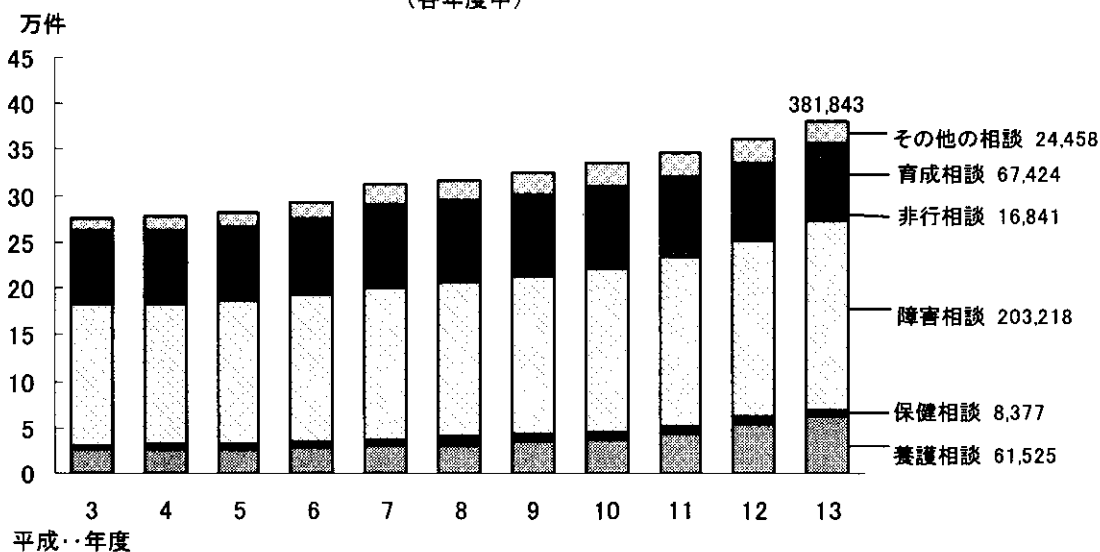
図7 保育所の施設数・定員・在籍人員



(2) 児童相談所における相談の種類

平成13年度中に児童相談所が処理した児童の福祉に関する相談件数は381,843件で増加傾向にある。相談の種類別にみると障害相談が最も多く、次いで育成相談、養護相談となっている。(図8)

図8 児童相談所における相談の種類別処理件数 (各年度中)



(3) 児童相談所における虐待相談の処理件数

平成13年度に児童相談所が処理した養護相談のうち虐待相談の処理件数は23,274件で増加が著しい(図9)。

これを相談の種別に見ると、身体的虐待が10,828件(46.5%)と最も多く、次いで、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が8,804件(37.8%)となっている(図10)。

また、被虐待者の年齢別に見ると就学前の乳幼児が全体の5割を占めている(図11)。

図9 虐待相談の処理件数
(各年度中)

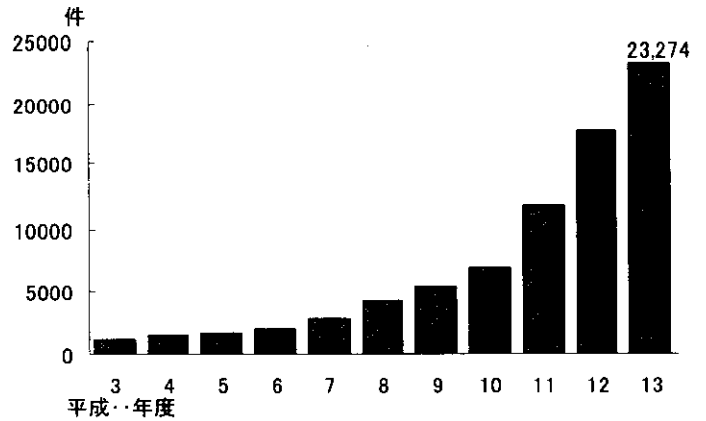


図10 虐待の相談種別構成割合
(平成13年度)

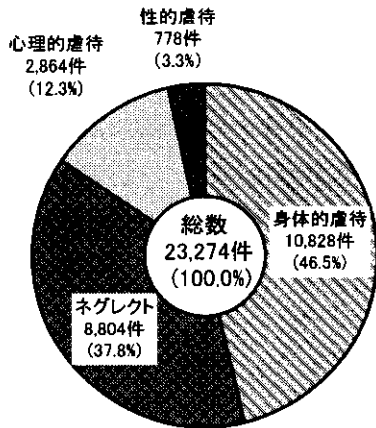
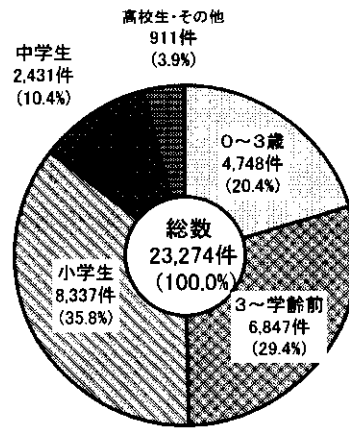


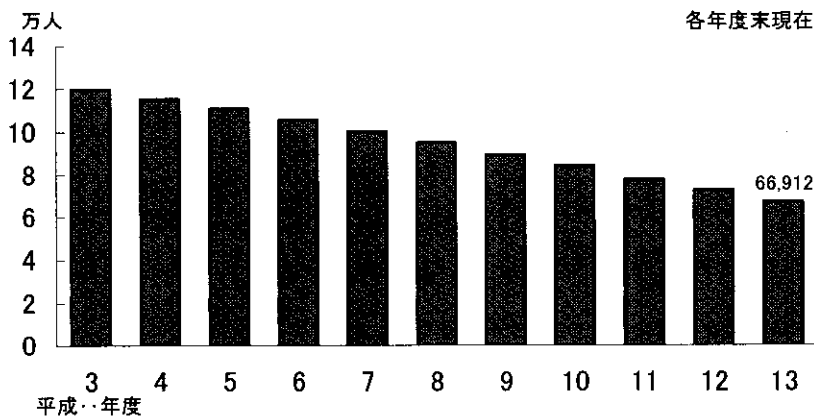
図11 被虐待者の年齢別構成割合
(平成13年度)



9 戦傷病者特別援護関係

平成13年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は66,912人で、年々減少している。(図12)

図12 戦傷病者手帳交付台帳登録数



用語の解説

1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数・被保護実人員（1か月平均）

各月中に1日（回）でも生活保護を受けた世帯数・実人員及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯数・実人員の合計を各年度について1か月平均としたもの

(2) 世帯類型別被保護世帯数（1か月平均）

各月における被保護世帯を下記の世帯類型別に区分したものを各年度について1か月平均としたもの

ア 高齢者世帯

男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

イ 母子世帯

現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

ウ 障害者世帯・傷病者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のために働けない者である世帯

エ その他の世帯

上記アからウのいずれにも該当しない世帯

2 身体障害者福祉関係

〔身体障害者手帳交付台帳登載数〕

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

3 知的障害者福祉関係

(1) 療育手帳交付台帳登載数

知的障害者(児)の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

(2) **知的障害者更生施設**

知的障害者を入所又は通所させて保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設

(3) **知的障害者援護施設**

知的障害者で雇用されることが困難な者を入所又は通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設

(4) **知的障害者通勤寮**

就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設

(5) **知的障害者福祉ホーム**

就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由等により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設

4 老人福祉関係

(1) **養護老人ホーム**

65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護する施設

(2) **特別養護老人ホーム**

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護する施設

(3) **軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）**

無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であって、A型は身寄りがない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を、ケアハウスは身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させる施設

(4) **老人クラブ**

老人福祉法及び「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和51年5月21日社老第28号）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体

5 婦人保護関係

〔婦人相談所・婦人相談員〕

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応

じ、必要な指導を行うため、売春防止法に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事が委嘱する相談員

6 民生委員関係

〔民生委員・児童委員〕

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員に当てられたものとされる。

7 社会福祉関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立される法人

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法に基づき設立される団体であって、多くは、社会福祉法人として認可されている。

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立される社会福祉法人

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体

(5) 施設経営法人

各法に規定する社会福祉施設を経営する社会福祉法人

8 児童福祉関係

(1) 保育所

児童福祉法により都道府県知事、指定都市及び中核市の市長の認可を受けた保育所

(2) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県・指定都市に設置される相談所

(3) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持た

ぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息等を有する児童に関する相談

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅延、注意欠陥障害を有する児童等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

オ 育成相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適正、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談

9 戦傷病者特別援護関係

〔戦傷病者手帳交付台帳登載数〕

旧軍人軍属であった者が公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている各年度末現在の数